

米穀の生産調整に関する方針

島根県農業協同組合

1 生産調整方針に従って米穀の生産を行う者に係る米穀の生産数量の目標の設定方針

当該生産調整方針に従って米穀を生産する農業者(以下「方針参加農業者」という)の生産数量目標については、島根県の農業振興方針に基づき、島根県内の各地域農業再生協議会での議論に基づき提供される生産調整方針作成者別の生産数量目標(需要量に関する情報)及び自らの販売戦略等に基づき、各地域農業再生協議会で設定された地域毎の農業者への配分の一般ルールに則して設定する。

詳細については、3において添付する、各地区本部で各地域農業再生協議会と連携して作成した「米穀の生産数量目標の設定方針」による。

2 生産数量目標を達成するためにとるべき措置

① 米の生産調整の方針

島根県内各地域水田農業ビジョン等に定めた地域の特性に応じた作物戦略を実現するため、各地区本部と各地域農業再生協議会での議論に基づき取り組むこととする。

詳細については、各地区本部において各地域農業再生協議会と連携して作成した「生産数量目標を達成するためにとるべき措置の①米の生産調整の方針」を添付する。

② 豊作により過剰米が発生した場合の対応方針

豊作により過剰米が発生した場合、その過剰分について、出来秋の段階において、速やかに方針参加農業者に対して伝達するとともに、市場からの隔離を行い、集荷円滑化対策を活用して、適切な過剰米対策を実施する。

ア 集荷円滑化対策に係る拠出金の徴収

方針参加農業者から集荷円滑化対策への加入申請があった場合、米穀安定供給確保支援機構(以下、「機構」という。)において定められる拠出単価×生産者毎の主食用水稲作付面積で求められる金額を方針参加農業者から徴収する。

イ 過剰米が発生した場合の対応方法

i 豊作による過剰米は、農林水産省が公表する10月15日現在の作柄表示地帯別作況指数、主食用等水稲作付面積、過剰米算定単収により方針参加農業者毎に数量を特定し、通知する(出荷がその公表以前の場合、9月15日現在の作柄表示地帯別作況指数等の情報により仮置きする)。

ii 必要に応じて、農業者間等において、処理すべき過剰数量を調整する。

iii 生産者から出荷された米穀のうち、iで算出した豊作による過剰米(iiの調整後の

数量)については、集荷円滑化対策の融資単価等を踏まえ、民間流通米とは別に価格を設定し、民間流通米とは区分して保管する。

iv 出来秋の段階で区分保管した豊作による過剰米については、豊作となった時点における需給状況等を踏まえ、以下の対応方法の中から適切な対応を行うこととする。

- a 区分保管分を翌年の農業者別生産数量目標から減少させた上で、その需要に対して、翌年の出来秋以降に古米として販売
- b 配合飼料用、新規加工用（米粉用等）、その他新規用途向けとして販売
- c 機構に対して、融資の返済として米を引渡し

ウ 区分保管する場合の米の保管方法

区分出荷された米穀については、島根県農業協同組合管内の農業倉庫（低温設備あり）において保管することとし、その具体的な保管場所及び保管方法が確定しだい、中国四国農政局長に対して報告する。イのivにおいて、a 又はcの対応とする場合は、低温保管を実施する。

3 添付資料

各地区本部における米穀の生産調整方針「米穀の生産数量目標の設定方針」及び「生産数量目標を達成するためにとるべき措置の米の生産調整方針」

作成地区本部	参画する地域協議会名等	備考
くにびき地区本部	松江地域農業再生協議会	
やすぎ地区本部	安来地域農業再生協議会	
雲南地区本部	奥出雲町地域農業再生協議会 雲南市農業再生協議会 飯南町地域農業再生協議会	
隠岐地区本部	隠岐の島町地域農業再生協議会	
隠岐どうぜん地区本部	島前地域農業再生協議会	
出雲地区本部	出雲市農業再生協議会	
斐川地区本部	斐川町地域農業再生協議会	
石見銀山地区本部	大田市農業再生協議会	
島根おおち地区本部	川本町地域農業再生協議会 美郷町農業再生協議会 邑南町農業再生協議会 江津市農業再生協議会	
いわみ中央地区本部	浜田市農業再生協議会 江津市農業再生協議会	
西いわみ地区本部	益田市農業再生協議会 津和野町農業再生協議会 吉賀町農業再生協議会	

米穀の生産調整に関する方針

くにびき地区本部

1. 生産調整方針に従って米穀の生産を行う者に係る米穀の生産数量の目標の設定方針

ア. 生産数量の目標の設定に係る適正生産量の算出

当該生産調整方針に従って米穀を生産する農業者（以下「方針参加農業者」という）の生産数量目標については、松江地域農業再生協議会（以下「地域協議会」という）で設定された生産目安のルールに則し、地域協議会から情報提供された生産調整方針作成者別の米の需要量を目安とし、自らの販売戦略等に基づき、別紙1のように設定する。

イ. 農業者別の作付面積目標の設定方法

方針参加農業者に対しては、生産数量目標と併せて作付面積目標を設定する。

農業者別の生産数量目標を作付面積目標に換算する場合の配分基準単収の設定については、地域協議会における議論を踏まえ、水稻共済単収により設定した配分基準単収（補正係数等による補正を行った最終的なもの）を使用する。

ウ. 農業者別の生産数量目標及び作付面積目標の通知方法

生産数量目標及び作付面積目標の通知については、方針参加農業者のリストを作成し、当該農業者リストに基づき農業者別に、直接通知する。

2. 生産数量目標を達成するためにとるべき措置

ア. 米以外の作物等の作付方針

松江地域水田農業ビジョンに定めた地域の特性に応じた作物戦略に即し、そば、大豆について需要に応じた生産振興を図り、その定着に努めることとする。

イ. 加工用米等の生産方針

土壌等の条件がアに定めた転作作物の生産を行うには適さず、水稻の生産を行うことに適している場合は、主食用等では対応しがたい低価格帯需要の加工用途向けに供給することを目的にした加工用米の生産に取り組むこととする。なお、加工用米の生産を行う場合には、主食用米の需給に影響を与えないようにする。

ウ. その他、必要な事項

松江地域水田農業ビジョンに定めた地域の特性に応じた作物戦略を実現し、実効ある米の生産調整を実施するためには、本方針参加農業者だけではなく、他の生産調整方針に従って米穀を生産する農業者、松江地域の水田を所有する農業者が一体となった取組が必要である。

このため、地域協議会において、地域内における整合性のとれた水田農業構造改革の進め方について十分議論するとともに、松江市等の関係機関においても、その実現に向けて、本方針参加農業者にとどまらず、広く地域の農業者に対して、必要な助言及び指導を実施することが必要である。

具体的には、

- i 関係機関が一体となった需要に応じた生産を実施しない農業者に対する、米改革関連施策の周知徹底等を通じた需要に応じた生産の指導
- ii 地域協議会による、地域内の生産調整方針間の整合性の確保に向けた助言及び指導
- iii その他必要な情報の提供

米穀の生産調整に関する方針

やすぎ地区本部

- 1 生産調整方針に従って米穀の生産を行う者に係る米穀の生産数量の目標の設定方針
 - ア 農業者別の生産数量目標の設定

当該生産調整方針に従って米穀を生産する農業者（以下「方針参加農業者」という。）の生産数量目標については、安来地域農業再生協議会（以下「地域農業再生協議会」という。）での議論及び自らの販売戦略等に基づき、地域農業再生協議会で設定された農業者への配分のルールに則して、生産数量目標を算定し、配分を行うよう設定する。
 - イ 農業者別の生産数量目標の面積換算値の設定

方針参加農業者の生産数量目標の面積換算値については、地域農業再生協議会で設定された地域の単収や水田フル活用ビジョンや地域農業再生協議会の代表者から提供された情報等に即して決定する。
 - ウ 農業者別の生産数量目標及び面積換算値の通知方法

生産数量目標及び面積換算値の通知については、生産調整方針に参加する農業者のリスト（以下「農業者リスト」という。）を作成し、当該農業者リストに基づき農業者別に直接通知することを基本とするが、ブロックローテーション等まとまりのある取組がある集落等については、当該集落等の代表者に対して、当該集落等に係る生産数量目標及び面積換算値の通知にとどめ、農業者への通知を省略する。
- 2 生産数量目標を達成するためにとるべき措置
 - ア 主食用米以外の作物等の作付方針

水田フル活用ビジョンに定めた地域の特性に応じた作物戦略に即し、大豆、飼料作物、麦、そば、野菜、果樹等について、需要に応じた生産振興を図り、その定着に努めることとする。

また、加工用米及び新規需要米（以下「加工用米等」という。）の生産に取り組む場合には、主食用米の需給に影響を与えないようにする。
 - イ その他、必要な事項

水田フル活用ビジョンに定めた地域の特性に応じた作物戦略を実現し、実効ある米の生産調整を実施するためには、本方針参加農業者だけではなく、他の生産調整方針に従って米穀を生産する農業者、安来地域の水田を所有する農業者が一体となった取組が必要である。

このため、地域農業再生協議会において、地域内における整合性のとれた需要に応じた米の生産・販売について十分議論するとともに、中国四国農政局島根県拠点、島根県、安来市、農業共済組合等の関係機関においても、その実現に向けて、本方針参加農業者にとどまらず、広く地域の農業者に対して、必要な助言及び指導を実施することが必要である。

具体的には、

- i 関係機関が一体となった需要に応じた生産を実施しない農業者に対する、米改革関連施策の周知徹底等を通じた需要に応じた生産の指導
- ii 地域農業再生協議会による、地域内の生産調整方針間の整合性の確保に向けた助言及び指導
- iii その他必要な情報の提供

米に係る調整ルールについて

平成30年度より、国による生産数量目標の配分が無くなりましたが、米価を維持するためには生産者や集荷業者・団体等が需要に応じた生産を行い需給のバランスを保つことが必要です。

そこで、農業再生協議会では、需要に応じた米づくりを進めるため、全国や島根県の米の生産や販売状況、個々の農家の作付意向などを基に「米の生産数量の目安」を算定し農家の皆様へお示ししますので、これを参考に、売り先の求める品種や作り方などを取り入れて、計画的な米作りを進めて頂きますようお願いいたします。



米の生産数量の目安について

(1) 島根県から提供された情報

- ・ 県産米のうち、「きぬむすめ」や「つや姫」は良質で卸業者からの評価が高く、買入要望が年々増えている一方、買入要望に対して生産が追いついていない状況です。特に「きぬむすめ」は買入要望に対して県全体で不足することが予想されるため、生産量のアップが望まれます。

(2) 安来地域の生産数量の目安について

- ・ 目安は、島根県から提供された情報を踏まえて、対象年の作付実績と意向調査の希望面積のうち、大きい方の数字を農業者ごとに計上し、算出する。
- ・ 生産数量の目安は、集落ごとに提示する。
- ・ 水稻基準単収は、水稻共済の基準単収の変更により変更対応する。

米穀の生産調整に関する方針

雲南地区本部

1 生産調整方針に従って米穀の生産を行う者に係る米穀の生産数量の目標の設定方針

ア 農業者別の生産数量目標の設定

当該生産調整方針に従って米穀を生産する農業者（以下「方針参加農業者」という。）の生産数量目標については、奥出雲町・雲南市・飯南町の各地域農業再生協議会（以下「再生協議会」という。）での議論に基づき提供される生産調整方針作成者（以下「方針作成者」という。）別の需要量に関する情報及び自らの販売戦略等に基づき、再生協議会で設定された農業者への配分のルールに則して、別紙のとおり設定する。

イ 農業者別の生産数量目標の面積換算値の設定

方針参加農業者の生産数量目標の面積換算値については、再生協議会で設定された配分ルール等（別添）に則して、再生協議会の代表者から提供された需要量に関する情報の面積換算値の範囲内で決定する。

ウ 農業者別の生産数量目標及び面積換算値の通知方法

生産数量目標及び面積換算値の通知については、生産調整方針に参加する農業者のリスト（以下「農業者リスト」という。）を作成し、当該農業者リストに基づき農業者別に直接、方針作成者及び再生協議会の代表者名で通知する（連名での通知）ことを基本とするが、ブロックローテーション等まとまりのある取組がある集落等については、当該集落等の代表者に対して、当該集落等に係る生産数量目標及び面積換算値の通知ことども、農業者への通知を省略する。

2 生産数量目標を達成するためにとるべき措置

ア 主食用米以外の作物等の作付方針

奥出雲町・雲南市・飯南町の地域水田フル活用ビジョンに定めた地域の特性に応じた作物戦略に即し、大豆、飼料作物、そば、野菜、果樹等について、需要に応じた生産振興を図り、その定着に努めることとする。

イ 加工用米・飼料用米等の生産方針

土壌等の条件がアに定めた転作作物の生産には適さず、水稻の生産を行うことに適している場合は、加工用米及び新規需要米（以下「加工用米等」という。）の生産に取り組むこととする。なお、加工用米等の生産を行う場合は、主食用米の需給に影響を与えないようにする。

ウ その他、必要な事項

奥出雲町・雲南市・飯南町の地域水田フル活用ビジョンに定めた地域の特性に応じた作物戦略を実現し、実効ある米の生産調整を実施するためには、本方針参加農業者だけでなく、他の生産調整方針に従って米穀を生産する農業者、各地域の水田を所有する農業者が一体となった取組が必要である。

このため、各再生協議会において、地域内における整合性のとれた需要に応じた米の

生産・販売について十分議論するとともに、各関係機関においても、その実現に向けて、本方針参加農業者にとどまらず、広く地域の農業者に対して、必要な助言及び指導を実施することが必要である。

具体的には、

- i 関係機関が一体となった需要に応じた生産を実施しない農業者に対する、米改革関連施策の周知徹底等を通じた需要に応じた生産の指導
- ii 再生協議会による、地域内の生産調整方針間の整合性の確保に向けた助言及び指導
- iii その他必要な情報の提供

生産数量目標の設定の方法

雲南地区本部

方針参加農業者等の生産数量目標については、各地域農業再生協議会における検討を踏まえ、以下の通り設定するとともに、市町が設定する。

協議会名	市町名	生産者への米の生産数量目標等
奥出雲町	奥出雲町	<p>島根県においては、令和2年産米より昨年まで行われていた県全体の生産数量の目安設置及び地域農業再生協議会への目安提示を廃止し、各地域において需要・生産動向を踏まえた米の作付を推し進めることとした。</p> <p>※奥出雲町の作付面積目標について 「もち米」「酒米」「水稻採種」については、県内の産地として需要があり、継続した生産が求められている点から最優先配分し、コシヒカリ等の「うるち米」については、長年の転作作物の作付や圃場の位置、大きさ、近年の水不足などの事由により、水稻作付が困難な水田が多数あることから生産数量の目安に到達していない状況である。 よって、集落ごとに一律3%程度の主食用水稻作付増を目標として、目標面積の範囲内で追加作付の推進を行なう。</p>
雲南市	雲南市	<p>令和2年産米からは、県が市町村別の目標を設定、調整する方法から地域が自主的に生産計画を定める方式に移行することとなったことから、次の考え方により雲南市の作付面積目標を算定する。</p> <p>※雲南市の作付面積目標について 作付意向調査を実施し、雲南市農業ビジョンでの水稻作付面積等もふまえた調整により目標面積を定める。</p>
飯南町	飯南町	<p>令和2年産米からは、県が市町村別の目標を設定、調整する方法から地域が自主的に生産計画を定める方式に移行することとなったことから、次の考え方により飯南町の作付面積目標を算定する。</p> <p>※飯南町の作付面積目標について 基本的に水田台帳面積に対し、一律に生産面積率を乗じての作付面積目標を配分する。農産物生産力が最大化となるよう、農業者間調整を行う。</p>

米穀の生産調整に関する方針

隠岐地区本部

1 農業者別の生産数量目標の設定方法

ア 農業者別の生産数量目標の設定方法

当該生産調整方針に従って米穀を生産する農業者（以下「方針参加農業者」という。）の生産数量目標については、隠岐の島町地域農業再生協議会（以下「地域農業再生協議会」という。）での議論に基づき提供される生産調整方針作成者（以下、「方針作成者」という。）別の需要量に関する情報及び自らの販売戦略に基づき、地域農業再生協議会で設定された農業者への配分の一般ルールに則して設定する。

イ 農業者別の生産数量目標の面積換算方法の設定

方針参加農業者に対しては、生産数量目標と併せて作付面積目標を設定する。

農業者別の生産数量目標を作付面積目標に換算する場合の配分基準単収の設定については、地域農業再生協議会における議論を踏まえ、隠岐の島町が設定する配分基準単収（補正係数等による補正を行なった最終的なもの）を使用する。

ウ 農業者別の生産数量目標及び作付け面積目標の通知方法

生産数量目標及び作付面積目標の通知については、生産調整方針に参加する農業者のリスト（以下「農業者リスト」という。）を作成し、当該農業者リストに基づき農業者別に、直接、方針作成者の代表者名で通知することを基本とするが、隠岐の島町内の各地区に設置している地区協議会の代表者を通じて、当該集落等の代表者に対し、当該地区協議会に係る生産数量目標及び面積換算値の通知ことども、農業者への通知を省略する。

2 生産数量目標を達成するためにとるべき措置

ア 米以外の作物等の作付け方針

地域農業再生協議会水田フル活用ビジョンに定めた地域の特性に応じた作物戦略に即し白小豆、そば、野菜（地産地消）、花卉について需要に応じた生産振興を図り、その定着に努めることとする。

なお、地域の気象・土壌等の条件が適さず、実需者からの評価が低い作物については、上記作物への転換を図ることとする。

イ 加工用米等の生産方針

土壌等の条件がアに定めた転作作物の生産を行なうには適さず、水稻の生産を行うことに適している場合は、主食用等では対応しがたい低価格帯需要の加工用途向けに提供することを目的とした加工用米等の生産に取り組むこととする。なお、加工用米の生産を行う場合には、主食用米の需給に影響を与えないようにする。

ウ その他、必要な事項

地域農業再生協議会水田フル活用ビジョンに定めた地域の特性に応じた作物戦略を実現し、実効ある米の生産調整を実施するためには、本方針参加農業者だけではなく、他の生産調整方針に従って米穀を生産する農業者、各地域の水田を所有する農業者が

一体となった取組が必要である。

このため、地域農業再生協議会において、地域内における整合性のとれた水田農業構造改革の進め方について十分議論するとともに、隠岐の島町等の関係機関においても、その実現に向けて、本方針参加農業者にとどまらず、広く地域の農業者に対して、必要な助言及び指導を実施することが必要である。

具体的には、

- i 関係機関が一体となった需要に応じた生産を実施しない農業者に対する、米改革関連施策の周知徹底等を通じた需要に応じた生産の指導
- ii 地域農業再生協議会による、地域内の生産調整方針間の整合性の確保に向けた助言及び指導
- iii その他必要な情報の提供

米穀の生産調整に関する方針

隠岐どうぜん地区本部

- 1 生産調整方針に従って米穀の生産を行う者に係る米穀の生産数量の目標の設定方針
 - ア 農業者別の生産数量目標の設定

当該生産調整方針に従って米穀を生産する農業者（以下「方針参加農業者」という。）の生産数量目標については、島前地域農業再生協議会（以下「地域協議会」という。）での議論に基づき提供される生産調整方針作成者（以下「方針作成者」という。）別の需要量に関する情報及び自らの販売戦略等に基づき、地域協議会で設定された農業者への配分の一般ルールに則して、設定する。
 - イ 農業者別の生産数量目標の面積換算値の設定

方針参加農業者の生産数量目標と併せて作付面積目標を設定する。
農業者別の生産数量目標を作付面積目標に換算する場合の配分基準単収の設定については、地域協議会における議論を踏まえ、3町村が設定する配分基準単収（補正係数等による補正を行なった最終的なもの）を使用する。
 - ウ 農業者別の生産数量目標及び面積換算値の通知方法

生産数量目標及び面積換算値の通知については、生産調整方針に参加する農業者のリスト（以下「農業者リスト」という。）を作成し、当該農業者リストに基づき農業者別に直接、方針作成者の代表者名で通知することを基本とするが、ブロックローテーション等まとまりのある取組がある集落等については、当該集落等の代表者に対して、当該集落等に係る生産数量目標及び面積換算値の通知ことども、農業者への通知を省略する。
- 2 生産数量目標を達成するためにとるべき措置
 - ア 主食用米以外の作物等の作付方針

隠岐島前地域水田農業ビジョンに定めた地域の特性に応じた作物戦略に即し、飼料作物、大豆、そば、その他地域振興作物について、需要に応じた生産振興を図り、その定着を図ることとする。
 - イ 加工用米等の生産方針

土壌等の条件がアに定めた転作作物の生産を行なうには適さず、水稻の生産を行うことに適している場合は、主食用等では対応しがたい低価格帯需要の加工用途向けに供給することを目的とした加工用米の生産に取り組むこととする。なお、加工用米の生産を行う場合には、主食用米の需給に影響を与えないようにする。
 - ウ その他、必要な事項

隠岐島前地域水田農業ビジョンに定めた地域の特性に応じた作物戦略を実現し、実効ある米の生産調整を実施するためには、本方針参加農業者だけではなく、他の生産調整方針に従って米穀を生産する農業者、隠岐島前地域の水田を所有する農業者が一体となった取組が必要である。
このため、地域協議会において、地域内における整合性のとれた水田農業構造改革

の進め方について十分議論するとともに、町村、農業共済等の関係機関においてもその実現に向けて、本方針参加農業者にとどまらず、広く地域の農業者に対して、必要な助言及び指導を実施することが必要である。

具体的には、

- i 関係機関が一体となった需要に応じた生産を実施しない農業者に対する、米改革関連施策の周知徹底等を通じた需要に応じた生産の指導
- ii 地域協議会による、地域内の生産調整方針間の整合性の確保に向けた助言及び指導
- iii その他必要な情報の提供

米穀の生産調整に関する方針

出雲地区本部

1. 生産調整方針に従って米穀の生産を行う者に係る米穀の生産数量の目安の設定方針

ア 生産数量目安の設定方法

当該生産調整方針に従って米穀を生産する農業者(以下、「方針参加農業者」という。)の生産数量目安については、出雲市農業再生協議会における検討を踏まえ、島根県農業再生協議会から示される基準単収を基に生産数量目安を設定する。

その場合、各地域で設定された担い手に対しては、米の生産数量目安の上乗せ配分を行うこととする。また、所有する水田面積が10a以下の飯米農家に対しては全面積を、10aを超える農業者にあっても、最低10a以下の目安量を配分することとする。

イ 作付目安面積の設定方法

方針参加農業者に対しては、米の生産数量目安とあわせてその作付目安面積を設定する。

農業者別の生産数量目安を面積に換算する場合の基準単収は、島根県農業再生協議会から示される数値とする。目安面積の設定については、中山間地に一定の配慮を行うこととする。

なお、従来の特別調整水稻カウントに該当する栽培方法(直播栽培・有機栽培)を実施する場合にあつては、基準単収に減収率(直播栽培は15%、有機栽培は20%)を減じたものをその該当圃場の基準単収とする。

ウ 通知の方法

生産数量目安等の通知については、農業者別を基本とするが、集落営農組織等の代表者に対しては、当該集落等に係る生産数量目安等の通知にとどめ、農業者への通知を省略する。

2. 生産数量目安等を達成するためにとるべき措置

ア 米以外の作物等の作付け方針

出雲市水田フル活用ビジョン等に定めた地域の特性に応じた作物戦略に即し、生産者の所得向上に資するものを第一の目的(生産意欲の向上)とし、需要に応じた生産振興を図りながら定着に努めることとする。

具体的には、自給率向上を目的として国の推進する麦・大豆・飼料作物並びにこれに次ぐ土地利用型作物としてのそばについて、大規模団地化による効率的な生産規模拡大を図る。

また重点作物を設定しながら野菜・果樹・花木などの高収益作物推進も行っていく。

イ 加工用米、新規需要米の生産方針

土壌等の条件がアに定めた転作作物の生産を行うには適さず、水稻の生産を行うことに適している場合は、加工用米又は新規需要米の生産を行うこととする。

なお、加工用米、新規需要米の生産振興は、主食用米の需給を考慮しながら行う。

ウ その他、必要な事項

出雲市水田フル活用ビジョン等に定めた地域の特性に応じた作物戦略を実現し、実行ある米の生産調整を実施するためには、本方針参加農業者だけではなく、他の生産調整方針に従って米穀を生産する農業者、出雲地域の水田を所有する農業者が一体となった取組が必要である。

このため、出雲市農業再生協議会において、地域内における整合性のとれた水田農業構造改革の進め方について、十分議論するとともに、出雲市においても、その実現に向けて、本方針参加農業者にとどまらず、広く地域の農業者に対して、必要な助言及び指導を実施することが必要である。

具体的には、

- i 関係機関が一体となった需要に応じた生産を実施しない農業者に対する、米改革関連施策の周知徹底等を通じた需要に応じた生産の指導
- ii 出雲市農業再生協議会による、地域内の生産調整方針間の整合性の確保に向けた助言、指導
- iii その他必要な情報の提供に関すること

米穀の生産調整に関する方針

斐川地区本部

1. 生産調整方針に従って米穀の生産を行う者に係る米穀の生産数量の目安の設定方針

ア 生産数量目安の設定方法

当該生産調整方針に従って米穀を生産する農業者（以下、「方針参加農業者」という。）の生産数量目安については、斐川町地域農業再生協議会（以下、「地域協議会」という。）での議論に基づき提供される、需要量に関する情報及び自らの販売戦略に基づき、地域協議会で設定された農業者への配分の一般ルールに則して行うこととする。

イ 農業者別の作付目安面積の設定方法

方針参加農業者に対しては、生産数量目安と合わせて作付目安面積を設定する。農業者別の生産数量目安を作付目安面積に換算する場合の配分基準単収の設定については、前年度島根県農業共済組合引受基準単収に篩い下米を勘案し、地域協議会における議論を踏まえ、南部地域（条件不利地域）と北部地域毎に配分基準単収を分けて設定し使用する。

ウ 農業者別の生産数量目安及び作付目安面積の通知方法

生産数量目安及び作付目安面積の通知については、JAしまね斐川地区本部長名で生産数量目安と作付目安面積を農業振興区長経由で農業者毎に通知することを基本とするが、集落営農組織（協業型）等のまとまりのある取り組みがある集落等については、当該集落営農組合長等の代表者に対しては、当該集落営農組織等に係る生産数量目安及び作付目安面積の通知にとどめ、農業者への通知を省略する。

2. 生産数量目安等を達成するためにとるべき措置

ア 米以外の作物等の作付方針

斐川町地域農業ビジョンに定めたように、自給率向上戦略作物である「麦・大豆」については、これまでの斐川町での取り組みを継続し、団地化による高品質化を図る。また、土地利用型作物として取り組んでいる「ハトムギ」については、作物の持つ多様な可能性を活用し、斐川町産の産地PRに繋がる品目、6次産業化に繋がる重要な作物として振興を図る。

園芸作物については、国の産地指定を受けている「玉葱・キャベツ」をはじめ、軽量周年品目である「ねぎ類」を中心に、個別経営体のみならず、斐川町農業の担い手である集落営農組織への普及を進め、各作物の維持拡大に努める。また、女性及び定年帰農者、高齢者のスポット収入として取り組みが可能な軽量品目の導入を行ないながら、継続的な園芸栽培と品目の組合せによる周年栽培を推進する。

イ 加工用米等の生産方針

斐川町では麦・大豆栽培を含め、集落単位のブロックローテーションが確立されており、一律に加工用米の配分を行うとそれへの弊害も懸念されることから、従来のように転作作物生産に適さない地域等の方針参加農業者の「手上げ方式」によって加工用米生

産に取り組む。但し、加工用米の生産枠を超える申込みがあった場合は、転作不適地に優先的に配分する。なお、加工用米の生産を行う場合には、主食用米の需給に影響を与えないようにする。

ウ その他必要な事項

斐川町地域農業ビジョンに定めた地域の特性に応じた作物戦略を実現し、実行ある米の需給調整を実施するためには、本方針参加農業者だけではなく、他の生産調整方針に従って米穀を生産する農業者等、斐川町地域の水田を所有する農業者等が一体となった取り組みが必要である。

このため、地域協議会において、地域内における整合性のとれた水田農業構造改革の進め方について十分議論するとともに、出雲市等の関係機関においても、その実現に向けて、本方針参加農業者にとどまらず、広く地域の農業者に対して、必要な助言及び指導を実施することが必要である。

具体的には、

- i 関係機関が一体となった需要に応じた生産を実施しない農業者に対する、米改革関連施策の周知徹底等を通じた需要に応じた生産の指導
- ii 地域協議会による、地域内の生産調整方針間の整合性の確保に向けた助言及び指導
- iii その他必要な情報の提供

生産調整、経営所得安定対策

斐川地区本部

生産調整への取組

平成30年からの米政策改革以降、島根県では全国の需給見通し、地域協議会ごとの作付意向数量等を参考に、県農業再生協議会が「生産数量の目安」として、地域農業再生協議会別に示していました。しかし、令和2年産から、需給見通しや県産米の販売量等の情報は提示するものの、「生産数量の目安」は提示しない方針を示し、今後は、各地域再生協議会が主体となり、米の生産調整に取り組むこととなりました。

このような状況をふまえ、斐川地域では、今後の米を取り巻く情勢が不透明な中で、米を主体としながらも、その他需要のある他品目への転換を進め、農地の有効利用による農家所得の向上を目指していきます。

具体的には、前年の主食用米の作付率を1%程度減らし、1年2作の転作体系への転換、水田園芸作物の推進により、更なる水田フル活用に取り組めます。また、この取組をふまえた水稲作付面積をもとに、南部地域と北部地域へそれぞれの基準単収により、農業者別の生産目安面積を配分します。

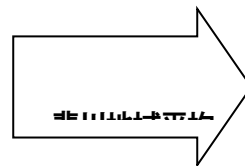
水稲作付面積の配分方針

○50a以下の農家についてはすべてを水稲作付面積として配分します。

○配分は水稲作付面積が50a以上となるように補正します。（集落営農組織の構成員を除く）

斐川地域の生産数量目安等

- ・斐川地域水田面積 2,242ha
- ・出雲市基準単収 533kg(+3kg)



水稲作付目安面積

配分率 62%

生産調整目安面積

南北配分のルール

○南北の境界線は西から新川中央線～国道9号線とします。

○南北に跨る振興区については南北の過半によりエリア分けします。

生産数量目標

北 部 地 域

水田面積 1,798ha
基準単収 545kg

生産数量目標

南 部 地 域

水田面積 444ha
基準単収 502kg

なお、今後の生産調整については、農家のみなさんと意見交換を行ったうえで、次の取組を検討していきます。

- 麦等秋まき作物の調整を行ったうえで、9月末にガイドラインを示さず作付意向調査を実施し、この調査の結果をもとに諸情勢を勘案し、生産数量（面積）目標を設定します。
- 主食用水稻の作付計画が過剰であれば、担い手農家→一般農家と段階を踏んで調整を行います。

米穀の生産調整に関する方針

石見銀山地区本部

1 生産調整方針に従って米穀の生産を行う者に係る米穀の生産数量の目標の設定方針

ア 農業者別の生産数量目標の設定方法

当該生産調整方針に従って米穀を生産する農業者（以下「方針参加農業者」という。）の生産数量目標については、大田市農業再生協議会（以下「地域協議会」という。）での議論に基づき提供される生産調整方針作成者（以下「方針作成者」という。）別の需要量に関する情報及び自らの販売戦略等に基づき、地域協議会で設定された農業者への配分の一般ルールに則して、地域協議会の配分計画に沿って設定する。

イ 農業者別の作付面積目標の設定方法

方針参加農業者に対しては、生産数量目標と併せて作付面積目標を設定する。農業者別の生産数量目標を作付面積目標に換算する場合の配分基準単収の設定については、地域協議会における議論を踏まえ、大田市が設定する配分基準単収（補正係数等による補正を行った最終的なもの）を使用する。

ウ 農業者別の生産数量目標及び作付面積目標の通知方法

生産数量目標及び作付面積目標の通知については、生産調整方針に参加する農業者のリスト（以下「農業者リスト」という。）を作成し、当該農業者リストに基づき農業者別に、直接、方針作成者の代表者名で通知することを基本とするが、ブロックローテーション等まとまりのある取組がある集落等については、当該集落等の代表者に対して、当該集落等に係る生産数量目標及び作付面積目標の通知にとどめ、農業者への通知を省略する。

2 生産数量目標を達成するためにとるべき措置

ア 米以外の作物等の作付方針

大田市農業再生協議会水田フル活用ビジョンに定めた地域の特性に応じた作物戦略に即し、大豆、そば、飼料作物、キャベツ、グリーンアスパラガス、白ネギ、ミニトマト、えごま、イチゴ、メロン、蒟蒻芋、広島菜、花き・花木について需要に応じた生産振興を図りその定着に努めることとする。

なお、地域の気象・土壌等の条件が適さず、需要者から評価の低い農作物については、上記作物への転換を図ることとする。

イ 非主食用米の生産方針

土壌等の条件がアに定めた転作作物の生産を行うには適さず、水稻の生産を行う

こ

とに適している場合は、主食用等では対応しがたい低価格対需要用途向けに供給する

ことを目的にした WCS 用稲、飼料用米等の非主食用米の生産に取り組むこととする。

なお、非主食用米の生産を行う場合には、主食用米の需給に影響を与えないように

する。

ウ その他、必要な事項

大田市農業再生協議会水田フル活用ビジョンに定めた地域の特性に応じた作物戦略を実現し、実効ある米の生産調整を実施するためには、本方針参加作成者だけではなく、他の生産調整方針に従って米穀を生産する農業者、大田市の水田を所有する農業者等が一体となった取組が必要である。

このため、地域協議会において、地域内における整合性のとれた水田農業構造改革の進め方について十分議論するとともに、大田市等の関係機関においても、その実現に向けて、本方針参加農業者にとどまらず、広く地域の農業者に対して、必要な助言及び指導を実施することが必要である。

具体的には、

- i 関係機関が一体となった需要に応じた生産を実施しない農業者に対する、米改革関連施設の周知徹底等を通じた需要に応じた生産の指導
- ii 地域協議会による、地域内の生産調整方針間の整合性の確保に向けた助言及び指導
- iii その他必要な情報の提供

生産数量目安の考え方

石見銀山地区本部

1. 生産数量の目安について

国や県からの需給見通しに応じ、大田市における生産数量の目安を設定する。

具体的には、前年度における目安面積をベースに、当該年度の基準単収に応じて設定する。

2. 水稲作付の考え方について

設定した生産数量の目安と生産意向調査にも基づき、作付推進を行う。

また、近年の需給動向により、きぬむすめ・つや姫への品種誘導を図り、売れる米づくりをすすめる。

3. 農業者への水田の活用について

① 米の生産数量の配分は廃止となったが、米価の安定供給を図るため、需要に応じた生産・販売を引き続きお願いする。

② 産地交付金を活用して、島根県推進品目でもあるキャベツ・白ネギ・アスパラガス・ミニトマト等の水田を活用した園芸作物の栽培に係る負担を軽減し、栽培面積の拡大・収益性向上を目指す。

米穀の生産調整に関する方針

島根おおち地区本部

1. 生産調整方針に従って米穀の生産を行う者に係る米穀の生産数量の目標の設定方針

ア 農業者別の生産目標数量の設定方法

当該生産調整方針に従って米穀を生産する農業者（以下、「方針参加農業者等」という。）の生産数量目標については、邑南町農業再生協議会、川本町地域農業再生協議会、美郷町農業再生協議会、江津市農業再生協議会での議論に基づき提供される生産調整方針作成者（以下「方針作成者」という。）別の需要量に関する情報及び自らの販売戦略等に基づき、各再生協議会で設定された農業者への配分の一般ルールに則して設定する。

イ 農業者別の作付面積目標の設定方法

方針参加農業者等に対しては、生産数量目標と併せて作付面積目標を設定する。

農業者別の生産数量目標を作付面積目標に換算する場合の配分基準単収の設定については、各再生協議会における議論を踏まえ、統計の市町村別収量に補正係数を乗じて得られる単収を配分基準単収として使用する。

なお、有機栽培、直播栽培等の減収を伴う特色ある米栽培を実施する場合には、水田農業確立対策において特別調整水田カウントとして認められた栽培方法を基本としその減収率を用いた配分基準単収とする。

ウ 農業者別の生産数量目標及び作付面積目標の通知方法

生産数量目標及び作付面積目標の通知については、生産調整方針に参加する農業者のリスト（以下「農業者リスト」という。）を作成し、当該農業者リストに基づき農業者別に、直接、方針作成者の代表者名で通知することを基本とするが、ブロックローテーション等まとまりのある取組みがある集落等については、当該集落等の代表者に対して、当該集落等に係る生産数量目標及び作付面積目標の通知にとどめ、農業者への通知を省略する。

2. 生産数量目標を達成するためにとるべき措置

ア 米以外の作物等の作付方針

邑南町農業再生協議会、川本町地域農業再生協議会、美郷町農業再生協議会、江津市農業再生協議会の水田フル活用ビジョンに定めた地域の特性に応じた作物戦略に即し、白ねぎ、茄子を中心とした収益性の高い管内統一作物について、需要に応じた生産振興を図り、その定着に努める。

尚、不作付け水田（調整水田・保全管理）の削減を図り、作物の作付に努めるものとする。

イ 加工用米等の生産方針

土壌等の条件がアに定めた転作作物の生産を行うには適さず、水稻の生産を行なうことに適している場合は、主食用等では対応しがたい低価格帯需要の加工用用途向け

に供給することを目的とした加工米や新規需要米（WC S用稲、飼料用米等）の生産に取り組むこととする。

尚、加工用米等の生産を行う場合には、主食用米の需給に影響を与えないようにする。

ウ その他、必要な事項

邑南町農業再生協議会、川本町地域農業再生協議会、美郷町農業再生協議会、江津市農業再生協議会水田フル活用ビジョンに定めた地域の特性に応じた作物戦略を実現し、実効ある米の生産調整を実施するためには、本方針参加農業者等だけではなく、他の生産調整方針に従って米穀を生産する農業者等、管内の水田を所有する農業者が一体となった取り組みが必要である。

このため、各再生協議会において、地域内における整合性のとれた水田農業構造改革の進め方について、十分議論するとともに、各市町、農林振興センター、中国四国農政局等の関係機関においても、その達成に向けて、本方針参加農業者にとどまらず、広く地域の農業者に対して、必要な助言及び指導を実施することが必要である。

具体的には、

- i. 関係機関が一体となり需要に応じた生産を実施しない農業者等に対する、米改革関連施策の周知徹底と需要に応じた生産の指導。
- ii. 各再生協議会による、地域内の生産調整方針ごとの整合性の確保に向けた助言、指導。
- iii. その他必要な情報の提供に関すること。

米穀の生産調整に関する方針

いわみ中央地区本部

1. 生産調整方針に従って米穀の生産を行う者に係る米穀の生産数量の目標の設定方針

ア 農業者別の生産数量目標の設定方法

当該生産調整方法に従って米穀を生産する農業者等（以下、「方針参加農業者等」という。）の生産数量目標については、浜田市農業再生協議会、江津市農業再生協議会（以下「各地域協議会」という。）での議論に基づき提供される生産調整方針作成者（以下「方針作成者」という。）別の需要量に関する情報及び自らの販売戦略等に基づき、各地域協議会で設定された農業者への配分の一般ルールに則して、以下のように設定する。

なお、有機栽培等の減収を伴う特色ある米づくりを実施する場合には、管内における慣行栽培との収量差を考慮する。

浜田市・江津市（旧桜江町除く）

基本的には、全方針参加農業者へ一律配分を行う。

但し、飯米農家への配慮として、全方針参加農業者へ0.10ha（面積換算ベース）を上限として配分する。

イ 農業者別の作付面積目標の設定方法

方針参加農業者に対しては、生産数量目標と併せて作付面積目標を設定する。農業者別の生産数量目標を作付面積目標に換算する場合の配分基準単収の設定については、地域協議会における議論を踏まえ、浜田市、江津市が設定する配分基準単収（補正係数等による補正を行った最終的なもの）を使用する。

ウ 農業者別の生産数量目標及び作付面積目標の通知方法

生産数量目標及び作付面積目標の通知については、生産調整方針に参加する農業者のリスト（以下「農業者リスト」という。）を作成し、当該農業者リストに基づき農業者別に、直接、方針作成者の代表名で通知することを基本とするが、ブロックローテーション等まとまりのある取組がある集落等については、当該集落等の代表者に対して、当該集落等に係る生産数量目標及び作付面積目標の通知にとどめ、農業者への通知を省略する。

2. 生産数量目標を達成するためにとるべき措置

ア 米以外の作物等の作付方針

いわみ中央水田農業ビジョンに定めた地域の特性に応じた作物戦略に即し大豆、小豆、飼料作物、キャベツ、ナス、そば、ピオーネ等については、管内統一作物とし需要に応じた生産振興を図り、その定着に努めることとする。

イ 加工用米等の生産方針

土壌等の条件がアに定めた転作作物の生産を行うには適さず、水稻の生産を行うことに適している場合は、主食用等では対応しがたい低価格帯需要の加工用途向けに供

給することを目的にした加工用米の生産に取り組むこととする。なお、加工用米の生産を行う場合には、主食用米の需給に影響を与えないようにする。

ウ その他、必要な事項

いわみ中央水田農業ビジョンに定めた地域の特性に応じた作物戦略を実現し、実効のある米の生産調整を実施するためには、本方針参加農業者等だけではなく、他の生産調整方針に従って米穀を生産する農業者等、いわみ中央管内の水田を所有する農業者等が一体となった取組が必要である。

このため、各地域協議会において、地域内における整合性のとれた水田農業構造改革の進め方について、十分議論するとともに、管内市、県等の関係機関においても、その達成に向けて、本方針参加農業者にとどまらず、広く地域の農業者に対して、必要な助言、指導を実施することが必要である。

具体的には、

- i 関係機関が一体となった需要に応じた生産を実施しない農業者等に対する、米改革関連施策の周知徹底等を通じた需要に応じた生産の指導
- ii 地域協議会による、地域内の生産調整方針間の整合性の確保に向けた助言、指導
- iii その他必要な情報の提供に関すること

米穀の生産調整に関する方針

西いわみ地区本部

1. 生産調整方針に従って米穀の生産を行う者に係る米穀の生産数量の目標の認定方針

ア 農業者別の生産数量の目標の設定方法

当該生産調整方針に従って米穀を生産する農業者（以下「方針参加農業者」という。）の生産数量目標については、益田市、津和野町、吉賀町の各農業再生協議会（以下「各農業再生協議会」という。）での論議に基づき提供される生産調整方針作成者（以下「方針作成者」という。）別の需要量に関する情報及び自らの販売戦略等に基づき、各農業再生協議会で設定された農業者への配分は別添付、益田市農業再生協議会「生産数量の目安について」、津和野町農業再生協議会「水田農業の取り組みについて」、吉賀町農業再生協議会「米の作付け目安について」のとおり其々の配分方針で設定する。

イ 農業者別の作付面積目標の設定方法

方針参加農業者に対しては、生産数量目標と併せて作付面積目標を設定する。農業

者別の生産数量目標を作付面積目標に換算する場合の配分基準単収の設定については、

各農業再生協議会における議論を踏まえ、各市町が設定する配分基準単収（補正係数

等による補正を行った最終的なもの）を使用する。なお、有機栽培、特別栽培米等の

減収を伴う特色ある米栽培を実施する場合には、JA西いわみ管内における慣行栽培

との収量差を考慮した配分とする。

ウ 農業者別の生産数量目標及び作付面積目標の通知方法

生産数量目標及び作付面積目標の通知については、生産調整方針に参加する農業者

のリスト（以下「農業者リスト」という。）を作成し、当該農業者リストに基づき農

業者別に、直接、方針作成者の代表者名で通知することを基本とするが、ブロックロ

ーション等まとまりのある取組がある集落等については、当該集落等の代表者に

対して、当該集落等に係る生産数量目標及び作付面積目標の通知にとどめ、農業者へ

の通知を省略する。

2. 生産数量目標を達成するためにとるべき措置

ア 米以外の作物等の作付方針

管内市町の水田農業ビジョンに定めた地域の特性に応じた作物戦略に即した、大豆、野菜、地域特産品、飼料用作物等について、需要に応じた生産振興を図り、その定着に努めることとする。

イ 加工用米等の生産方針

土壌等の条件がアに定めた転作作物の生産を行うには適さず、水稻の生産を行うことに適している場合は、主食用等では対応しがたい低価格帯需要の加工用途向け供給することを目的にした加工用米の生産に取り組むこととする。なお、加工用米の生産を行う場合には、主食用米の需給に影響を与えないようにする。

ウ その他、必要な事項

管内市町の水田農業ビジョンに定めた地域の特性に応じた作物戦略を実現し、実効ある米の生産調整を実施するためには、本方針参加農業者だけではなく、他の生産調整方針に従って米穀を生産する農業者、西いわみ地域の水田を所有する農業者が一体となった取組が必要である。

このため、地域協議会において、地域内における整合性のとれた水田農業構造改革の進め方について十分議論するとともに、中国四国農政局、県、市町等の関係機関においても、その実現に向けて、本方針参加農業者にとどまらず、広く地域の農業者に対して、必要な助言及び指導を実施することが必要である。

具体的には、

- i 関係機関が一体となった需要に応じた生産を実施しない農業者に対する、米改革関連施策の周知徹底等を通じた需要に応じた生産の指導
- ii 地域協議会による、地域内の生産調整方針間の整合性の確保に向けた助言及び指導
- iii その他必要な情報の提供

生産数量の目安について

益田市農業再生協議会

1. 基本的な考え方

米政策の見直しに伴い、国による米の生産数量目標の配分が終了し、平成30年産からは、生産者や集荷業者・団体が中心となって需要に応じた生産を目指すこととなった。

島根県農業再生協議会は、各市町それぞれの考え方で生産計画（目安の提示）を策定できるよう情報提供を行うこととし、益田市農業再生協議会においては、県からの情報提供を受け、農業者ごとに作付面積を示す。

2. 生産数量の目安について

国において公表される主食用米等の需給見通しと島根県産米の需要実績に基づき地域再生協議会の主食用米等の目安面積を算出し、作付意向調査の内容と精査し、各農業者の目安とする。

但し、調査未回答および水稻作付面積が10a未満の農業者の目安については、過去実績とする。

また、益田地域・美都地域・匹見地域別の目安面積は、各地区の基準単収をもって算出する。

水田農業の取り組みについて

津和野町農業再生協議会

平成30年産から国による米の生産数量の配分がなくなりましたが、農家の不安解消と県産米の売れ残りを防止する観点から、地域の生産者や集荷業者・団体が中心となって需要に応じた生産が行えるよう、行政、生産者団体、現場が一体となって取り組まなければなりません。

地域再生協議会では、国の需給見通しや県内の生産・出荷など以下に記載の情報提供を受け、生産計画（目安）を示す。

1. 生産計画（目安）の設定にかかる情報

- (1) 国の需給見通しや県内の生産・出荷情勢
- (2) 県内の生産数量に対する市町別の配分目安
- (3) 基準単収
- (4) 各農業者への作付意向調査の面積
- (5) 作付け品種の誘導

(きぬむすめ・つや姫の要望が多いことから、平野部を中心に作付面積の拡大)

2. 各農業者への作付目安

作付意向調査と検討した面積を精査し、各生産者へ提示する。

但し、作付けできる面積に余剰が出た場合は、作付けを増やしたい意向がある方の相談に応じる。

米の作付け目安について

吉賀町農業再生協議会

1. 需要見通し、作付け目安の通知について

以下の項目について考慮し算定する。

- (1) 水稻作付意向調査の結果
- (2) 主食用米の需要見通し（国・県の情報）
- (3) 主食用米の作付面積・収穫量実績（国・県の情報）
- (4) その他の情報（作況・県内の作付意向等）

2. 目安の算定方法

全国の主食用米需要見込みや島根県産米の需要実績等を参考として、作付意向調査数値を精査して算定し、生産面積の目安を生産者別に案内する。

3. 水田農業の交付金

水田における転作作物の取り組みに対し、助成制度があることから水田の有効活用に向け、大豆やそば、高収益作物等の作付けについて取り組む。